

熊本市公民館使用料減免要綱

制定	平成 22 年	9 月 28 日市長決裁
改正	平成 25 年	4 月 1 日生涯学習推進課長決裁
	平成 27 年	2 月 20 日生涯学習推進課長決裁
	平成 30 年	3 月 28 日市民局長決裁
	平成 30 年	7 月 9 日市民局長決裁
	令和 元年	6 月 18 日市民局長決裁
	令和 2 年	3 月 31 日生涯学習課長決裁
	令和 4 年	5 月 27 日生涯学習課長決裁
	令和 5 年	6 月 9 日生涯学習課長決裁
	令和 6 年	3 月 28 日市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、熊本市公民館条例（昭和 43 年条例第 16 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づく熊本市の公民館使用料の減免について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免)

第 2 条 次条及び第 4 条に掲げる場合を除き、次に掲げる行事等において、条例第 2 条に掲げる公民館（以下「公民館」という。）を使用する場合は、使用料を免除することができる。

- (1) 熊本市が主催し、又は共催する行事、説明会、会議若しくは研修会
- (2) 学校の施設等の都合により学校内で活動ができない部活動

2 次に掲げる団体（本市に活動の拠点を置くものに限る。）が本来の目的達成のために公民館を使用する場合は、使用料を免除することができる。

- (1) 別表第 1 に掲げる学校教育・社会教育関係団体が主催する行事、説明会、会議又は研修会
- (2) 別表第 2 に掲げる社会体育・文化関係団体が主催する説明会、会議又は研修会
- (3) 別表第 3 に掲げる社会福祉関係団体が主催する行事、説明会、会議又は研修会
- (4) 別表第 4 に掲げる地域自治関係団体が主催する行事、説明会、会議又は研修会

(トレーニング室使用料に係る減免)

第 3 条 次の各号に掲げる者がトレーニング室を利用する場合は、トレーニング室使用料を免除することができる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 前各号に掲げる者のうち、介助を必要とする重度障害者（身体 1 種、療育 A1・A2、精神 1 級）の介助者（介助者が 2 人以上いるときは、1 人に限る。）
- (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者

(駐車場及び自転車駐車場使用料に係る減免)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当するときは、熊本市中央公民館駐車場及び熊本市中央公民館自転車駐車場使用料を免除することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体が、公務のため使用したとき。
- (2) 本市の要請により営業目的以外の用務で来庁した者が、使用したとき。
- (3) 本市の事務又は事業の遂行上必要な者が、使用したとき。

(減免の手続)

第 5 条 公民館使用料の減免を申請しようとする団体は、次項及び第 3 項の場合を除き、使用開始までに使用料減免申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならないものとする。

2 トレーニング室使用料の減免を申請しようとする者は、次の書類等のいずれかを利用する公民館の窓口に提示しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 療育手帳
- (3) 精神障害者保健福祉手帳
- (4) 被爆者健康手帳

3 熊本市中央公民館駐車場及び熊本市中央公民館自転車駐車場使用料の減免を申請しようとする者は、駐車場使用料減免申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

2 公民館使用料免除要綱（平成3年1月30日市長決裁）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第2項関係）

地域公民館、地域婦人会、PTA、子ども会、青少年健全育成協議会、ボーイスカウト、ガールスカウト、学校支援ボランティアとして登録されている団体、海洋少年団及び各団体の連絡協議会

別表第2（第2条第2項関係）

熊本市スポーツ協会加盟団体、小・中学校体育振興会、スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ及び文化協会

別表第3（第2条第2項関係）

民生委員児童委員協議会、老人クラブ、母子寡婦福祉連合会、社会福祉協議会、障がい者支援団体、保護司会その他更生保護に関する団体
--

別表第4（第2条第2項関係）

校区自治協議会、町内自治会、交通安全協会、防犯協会、消防団、公園愛護会及びまちづくり委員会

年 月 日

熊本市公民館使用料減免申請書

熊本市長 （宛）

団 体 名

代表者住所

代表者名

電 話 番 号

連絡責任者名

連絡責任者電話番号

熊本市 公民館使用料減免について

熊本市公民館使用料減免要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

使 用 日 時		使 用 室 名	使 用 人 員
年 月 日	時 から 時 まで		人
年 月 日	時 から 時 まで		人
年 月 日	時 から 時 まで		人
年 月 日	時 から 時 まで		人
使 用 目 的	※ 内容を具体的に記載してください。		

----- 以下は、記入しないでください。 -----

使用許可番号	第 号
許可年月日	年 月 日

※対象となる使用許可申請書について記入すること。

（免除理由）・・・熊本市公民館使用料減免要綱第 2 条 第（ ）項 第（ ）号による免除

- 第 2 条（第 1 項）

（1）熊本市の使用

（2）学校の施設等の都合により学校内で活動ができない部活動
- （第 2 項）

（1）学校、社会教育関係団体の使用

（2）社会体育、文化関係団体の使用

（3）社会福祉関係団体の使用

（4）地域自治関係団体の使用

様式第 2 号

駐車場使用料減免申請書				
熊本市長（宛）				
熊本市公民館使用料減免要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請いたします。				
記				
減免を受ける 使用者	(住所)			
	(氏名)			
車種及び 車両番号	(車種)			
	(車両番号)			
減免の区分	減 額		免 除	
減免の理由	熊本市公民館使用料減免要綱第 4 条第 1 項第（ ）号による ※第 4 条（第 1 項） （1） 国又は他の地方公共団体 （2） 市の要請 （3） 市の事務又は事業の遂行			
減免すべき 年月日及び 時間	年 月 日			
	自	午前 午後	時 分	時間
	至	午前 午後	時 分	